

基本理念

高齢化の進展や、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化を踏まえ、川崎市では、すべての地域住民を対象とした「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とした地域包括ケアシステムの構築を進めています。

その考え方を実現する具体的な取組の一つとして、「地域リハビリテーション」を位置づけ、市内3か所の地域リハビリテーションセンターを中心に、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代、全対象の支援を実施していきます。

本市が目指す「地域リハビリテーション」とは、座る・立つ・歩くなどの身体的な機能回復訓練にとどまらず、食事や入浴等ができるようにする、掃除や外出等ができるようにする、就労や社会参加をするといった生活全体を支える取組です。

川崎市と社会福祉法人等が共同して運営する川崎市複合福祉センターふくふくは、こうした取組の拠点として、専門的かつ総合的な支援を行うとともに、全市的なサービスの質の向上に取り組んでいきます。

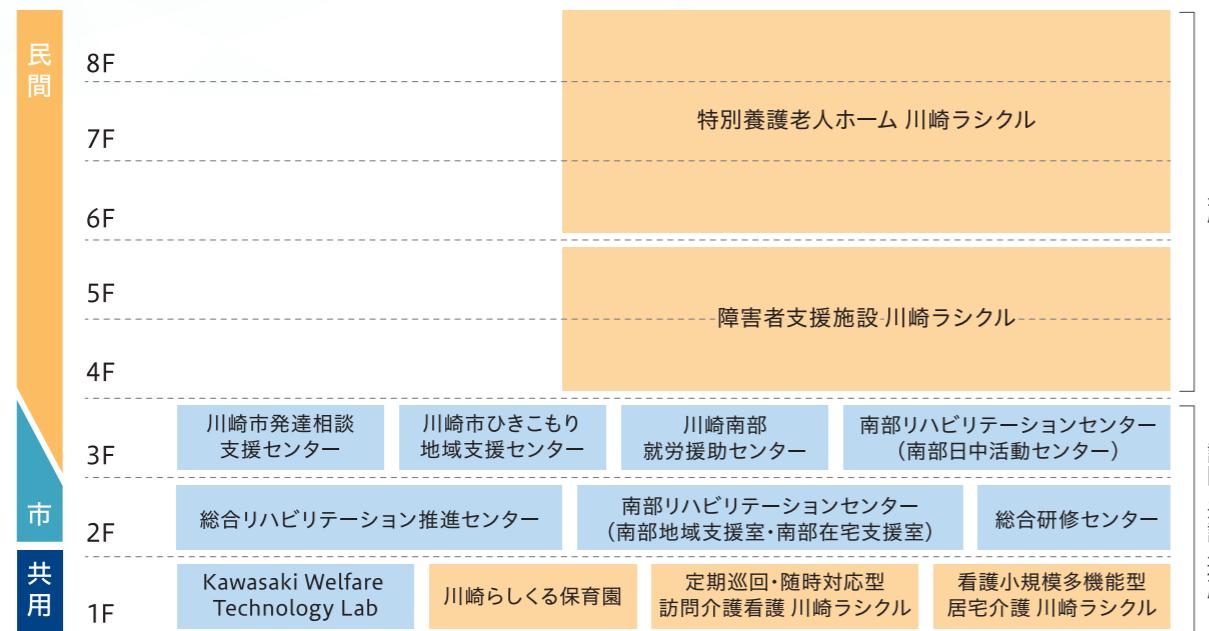
施設概要

- 1. 設置主体 川崎市、社会福祉法人三篠会
- 2. 所在地 川崎市川崎区日進町5-1
- 3. 施設規模 敷地面積 4,032.30m²
延床面積 13,850.41m²
鉄筋コンクリート造 地上8階建て

「ふくふく」の由来

“ふくふく”は、福祉・幸福・福寿などの「福」が持つ優しい響きから、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念を踏まえ、高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた施設となることをイメージしたものです。

施設案内



川崎市各施設のご案内



総合リハビリテーション推進センター

市

2F

総合リハビリテーション推進センターは、障害者更生相談所と精神保健福祉センターを統合再編し、令和3年4月に組成する新たな組織です。

法令に定められた障害者手帳の審査・判定等の機能と、高齢者や障害児、医療的ケア児等も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する機能を持つ機関として位置付け、保健医療福祉に関する地域資源の全市的な連携拠点としていきます。

また、南・中・北3か所の地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間の施設・事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るために、先進事例の情報収集や課題の検討(調査研究業務)、施設・事業者間連携の強化に向けたサポート(連携調整業務)、相談支援従事者に対する専門的な研修の計画・実施(人材育成業務)を推進します。

なお、人材育成業務については、併設する総合研修センターと共同で取り組みます。



南部リハビリテーションセンター

市

2F

■ 南部地域支援室

南部リハビリテーションセンターの中核施設として、川崎区・幸区在住の方を対象として、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、社会福祉職等が、補装具や福祉用具の評価・判定を行うほか、療育手帳の判定、身体・知的・精神障害がある方や高齢者、難病患者等に対する地域生活支援を行います。

法令に定められた障害者更生相談所および精神保健福祉センターの分室機能を有しております、区役所をはじめ、障害者相談支援センター、地域包括支援センター等の関係機関に対して、専門的・技術的支援等を行います。

■ 南部在宅支援室

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、心理職、社会福祉士等が在籍し、主に身体に何らかの不自由がある方に対して、身の回りのことや家事・外出等様々な活動を行いやすくしたり、活動の幅を広げたりするための支援を行います。

ご自宅等へ訪問し、在宅生活の質の向上に向けた福祉用具の活用、住環境整備、介護方法の助言、社会参加の支援等を関係機関と連携しながら行います。



理学療法室